

○皇統の核心を守り、安定的な皇位継承について考える

愛知県議会議員 中村竜彦

皇位継承資格者の減少を受け、国会で議論が進められていた皇室典範等の一部を改正する法律は、令和 8 年 7 月 17 日に成立した。今回の改正は、①女性皇族が一般男性と婚姻した後も皇籍に残る選択を可能にしたこと、②天皇・皇后・皇嗣・皇嗣妃以外の皇族が、旧 11 宮家（戦後 GHQ により皇籍を剥奪された旧宮家）の 15 歳以上の男系未婚男子を養子として迎え得るようにしたこと、の 2 つを柱としている。加えて、養子となった本人には皇位継承資格を認めない一方、その子孫が男子の場合には皇位継承資格を付与する枠組みが採られた。

現在、皇室の構成員は 16 名まで減少し、皇位継承資格者は秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下、常陸宮正仁親王殿下の 3 名に限られている。皇族数の減少は、単なる人数の問題ではない。皇統の安定的な継承と、皇室が担う公的活動の持続可能性の双方に関わる重要な課題である。現状維持に終始するのではなく、伝統の核心を守りながら、現実に応じた制度整備へ踏み出さねばならない段階に来ていると言える。

もっとも、皇室制度は一般社会の価値観のみで論じられる制度ではない。日本国憲法第 14 条が法の下での平等を定める一方、第 2 条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定める。すなわち皇室制度は、出生によって資格が定まる制度であり、近代的な自由・平等・民主主義と緊張関係を持ちながら存在している。この特質こそ、長い歴史の中で受け継がれてきた皇室制度の本質である。

伝統とは、単なる慣習や印象ではない。長い時間を通じて積み重ねられてきた先例の体系であり、可能な限り忠実に尊重されるべきものである。現在の皇位継承は男系男子による継承とされているが、日本の皇室史を振り返れば、古代から一貫して男系による皇統が維持されてきた。過去には推古天皇や持統天皇をはじめ八人十代の女性天皇が存在したものの、いずれも父方をたどれば男系の皇統に属していた。また、女性天皇から父系が皇統に属さない子へ皇位が継承されたという先例も見当たらない。すなわち、日本の皇室史は「女性天皇」を排除してきたのではなく、「男系による皇統の継続」を守り続けてきたのである。

したがって、「女性天皇が存在したのだから女系天皇も認めるべきだ」と短絡的に結論づけるのは、歴史的経緯を踏まえた議論とは言い難い。守るべきものは、現行典範の字句をそのまま固定化することではなく、男系によって皇統を継承してきたという歴史的原理そのものである。1000 年以上、男系の世襲により継承されてきた伝統を守ろうとするならば、そこには民主的・平等的価値観だけでは割り切れない、別の価値判断が必要となる。

その観点から見ると、今回の法改正は一定の前進ではあるが、なお不十分であり、実効性にも乏しい面を残している。第一に、女性皇族が一般男性と婚姻した後も皇籍に残るか離れるかを選べる制度とした点である。まず、皇籍に残る選択をしたとしても夫（一般男

性)とその間の子は民間人のままといういびつな家族を生じさせることになり現実的でない。また、制度上は「選択」とされても、従来は婚姻すれば皇籍を離れるのが当然であった以上、現実には自由な選択が成り立つとは考えにくい。もし残れば「なぜ残るのか」との批判は避け難く、制度的には可能でも、実際には相応の理由が求められることになるだろう。

では、どのような場合がその「相応の理由」に当たるのか。旧宮家の男系男子と婚姻した場合こそ、それに当たる可能性が高いと考える。男系の女性皇族が、同じく男系の系譜上にある旧宮家男子と婚姻するのであれば、婚姻後も皇籍にとどまることについて、一般男性との婚姻の場合よりも国民の理解を得やすい。単に「残りたいから残る」のではなく、皇統の安定という目的と結び付いた形で制度の趣旨を説明し得るからである。

第二に、旧宮家男子の養子案についても、制度上は成り立つとしても、そのままでは国民的理解を得にくい。婚姻を伴う養子であればまだ理解の余地はあるが、婚姻を伴わない単純養子は、「皇族になりたがる者」などという不当な批判の対象になりやすく、安定的に機能する制度としては脆弱である。制度として書けることと、社会の中で自然に受け入れられることは同じではない。だからこそ、単純養子よりも、女性皇族と旧宮家男子との婚姻を前提にした制度設計の方が現実的である。

今後も皇室を男系で維持し、悠仁親王殿下以外にも万一の場合に備えた皇統の継承可能性を確保するためには、現在の未婚の女性皇族と旧宮家男子との婚姻を、水面下で、しかも強要にならない形で、しっかり模索していくことが重要だと考える。国家が愛子内親王殿下や佳子内親王殿下ら未婚の 5 名の女性皇族に対し、旧宮家男子との婚姻を強要することは好ましくない。しかし、この国に脈々と続いてきた皇室という仕組みを守るという観点から、内部で仲立ちし、相応しい縁組を静かに勧める者がいて然るべきではないだろうか。そもそも未婚親王のお妃候補選びなども、古来よりそのような配慮の中で慎重に進められてきたはずであり、その経過をことさらに表に出して波風を立てるべきではない。

そのうえで私案を述べれば、一般国民の男性と婚姻した女性皇族については、今回の改正で制度上は皇籍にとどまる選択肢が設けられたとしても、実際にはそれを行わせることは困難であり、従来どおり皇籍を離れるのが自然である。他方、旧宮家の男系男子と婚姻した女性皇族については、皇籍にとどまるという運用が望ましい。そしてその配偶者たる旧宮家男子は、婿養子として皇室の一員と位置づけつつも、皇位継承権は持たないものとする。さらに、その子については男子であれば男性皇族として皇位継承資格を認め、女子については通常の女性皇族として認める仕組みが考えられる。

この場合、今回の法改正では天皇・皇后および皇嗣・皇嗣妃は養子を迎えることができないとされているため、愛子内親王殿下や佳子内親王殿下が旧宮家男子と婚姻する場合、その男子を婿養子として位置づけるには、更なる法改正が必要となる。したがって、今回の改正は終着点ではなく、あくまで今後の再改正に向けた中間段階にすぎないと考えべきである。この先は、将来、旧宮家男子と女性皇族との婚姻が正式に整った時点で、その女性皇族の皇籍継続、配偶者の法的地位、そして将来生まれる子の継承資格について、追加の制度整備を行うのが筋であろう。

さらに、女性天皇についても、男系が担保される場合に限って将来的に制度化すべきだと考える。歴史上、女性天皇の前例は既に存在する。問題は性別そのものではなく、男系による皇統が維持されるかどうかである。例えば愛子内親王殿下が旧宮家の男系男子と婚姻した場合、その子は父方をたどれば男系である以上、男系の原則は維持される。よって、女性皇族については、旧宮家男子と婚姻した場合に限り、皇籍を離れず、かつ皇位継承資格を生じさせる仕組みを設けることが望ましい。逆に、女性皇族へ無条件の皇位継承資格を認めた場合は、一般男性と婚姻した際に、その夫（一般男性）とその間の子への処遇について、国論を二分し得る火種を抱え込むことになりかねず、現実的でない。

この私案においては、継承順位も重要な論点となる。そして、ここでも原則は明快であるべきだ。すなわち、嫡子優先の原則である。仮に愛子内親王殿下が旧宮家男子との婚姻により皇位継承資格を付与された場合、その順位は秋篠宮皇嗣殿下より上位と考えるのが自然である。なぜなら愛子内親王殿下は天皇の嫡子だからである。仮に今日、天皇に新たな男子の嫡子が誕生したならば、立皇嗣の礼が既に行われているからといって、その嫡子より秋篠宮皇嗣殿下が優先されるとは誰も考えないはずであるし、現行法でも嫡子優先となっている。愛子内親王殿下が旧宮家男子との婚姻により皇位継承資格が生じたとするならば、天皇に新たな男子の嫡子が誕生したことに準ずる効果がなければ、制度原理として整合しない。

とは言え現在、皇位継承順位第1位は秋篠宮皇嗣殿下、第2位は悠仁親王殿下である。この順位を出生でなく婚姻と制度改正により変更させるということは極めてセンシティブな問題であることは間違いない。将来の制度改正においては慎重に熟議がなされなければならない。

歴史を振り返れば、公家の藤原氏や武家の平氏・徳川氏ら、時の権力者が娘を通じて皇室との婚姻関係を結び、政治的影響力を及ぼした例はあるが、自ら天皇の養子となって皇位についたり、自らの息子を天皇の養子として送り込み、男系の皇統そのものを篡奪した例はない。我が国において、如何なる権力者であろうとも、誰もその一線を越えなかったという歴史的事実。古代以来、摂関政治、武家政権、内乱、敗戦後の国家体制の大転換を経てもなお、男系の皇統が受け継がれてきたことは、日本という国家の歴史的連続性を象徴している。「男系による血統の継続」こそ皇統の核心なのである。

以上の意味で、今回の法改正は一定の前進ではあっても、それだけで安定的な皇位継承の問題が解決したとは到底いえない。今後は、男系による皇統という歴史的原理を堅持しつつ、未婚の女性皇族と旧宮家男子との婚姻の可能性を静かな環境の中で模索し、その実現に応じて、女性皇族の皇籍継続、配偶者たる旧宮家男子の法的地位、そして男系を維持する形での女性天皇の制度化まで視野に入れた再改正を行うべきと考える。皇室を守るために制度を改めるのであって、制度を改めるために皇室を変えるのではない。制度改正は伝統を壊す改革ではなく、伝統を未来へ受け継ぐための改革でなければならない。

(2026/8月11日 記)

<参考：歴代の女性天皇一覧 ～10代8人の女性天皇～>

女性天皇／即位年	出生／政治的背景	配偶者／子
推古天皇	欽明天皇の皇女	配偶者：敏達天皇
592 年	崇峻天皇暗殺後、敏達・用明・崇峻という近接した諸系統のあいだで有力候補が並び、蘇我馬子ら有力豪族の意向も絡むなかで、直接に特定の皇子を立てると対立が激化しかねなかったため、敏達の皇后である炊屋姫（推古）を立てて均衡を取った。	子：竹田皇子ら
皇極天皇／斉明天皇 同一人物の重祚	茅渟王の王女、敏達天皇の曾孫	配偶者：高向王のち、舒明天皇
642 年／655 年	舒明天皇死後、後継候補に山背大兄王・古人大兄皇子・中大兄皇子ら有力候補が並立し、蘇我氏の利害も深く関与したため、舒明天皇の皇后である皇極をいったん立てて対立を先送りした。	子：中大兄皇子・大海人皇子ら
持統天皇	天智天皇の皇女	配偶者：天武天皇
690 年	天武死後、すぐに即位せず、称制という形で政務を握り、子の草壁皇子へ継がせようと構想するが、草壁が早世し、その子の軽皇子（のちの文武天皇）がまだ幼少だったため、自身が即位して、孫への継承まで皇統を保全した。	子：草壁皇子
元明天皇	天智天皇の皇女	配偶者：なし
707 年	持統から文武へ、さらに首皇子（のちの聖武天皇）へという草壁皇子嫡流の継承路線を維持するため、文武天皇の死後、その中継ぎとして即位した。	子：なし
元正天皇	草壁皇子の皇女、天武天皇の孫	配偶者：なし
715 年	元明天皇からそのまま幼い首皇子（聖武天皇）へ渡すには政治的基盤が弱く、そこで同じ草壁嫡流に属する元正が即位して嫡流の連続性を保った。	子：なし
孝謙天皇／称徳天皇 同一人物の重祚	聖武天皇の皇女	配偶者：なし
749 年／764 年	聖武天皇に男子後継がいなかったため、元明・元正以来の草壁系嫡流維持の延長として即位したとする説が有力だが、孝謙は単純な「中継ぎ」以上に強い主体性を持ち、称徳としての重祚も含め、女性天皇の中でも特に政治的個性が強いとみられている。 したがって、孝謙は「中継ぎ」と言い切るにはやや複雑で、嫡流維持と本人の実権的統治志向が重なった事例と見る説がある。	子：なし
明正天皇	後水尾天皇の皇女	配偶者：なし
1629 年	紫衣事件など、幕府の朝廷統制に対し、後水尾天皇が強い不満を募らせ、1629 年に突然、幼い興子内親王（明正）へ譲位した。	子：なし
後桜町天皇	桜町天皇の皇女	配偶者：なし
1762 年	兄の桃園天皇が急逝し、後継の英仁親王（のちの後桃園天皇）が幼少だったため、幼い男子皇族が成長するまでの中継ぎとして即位した。	子：なし